

令和3年度 宮崎県保育士修学資金貸付募集要項

宮崎県社会福祉協議会

1 貸付の目的

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付けることにより、
 保育人材の確保を図る。

2 実施主体

宮崎県社会福祉協議会

3 概要

| 項 目 | 概 要 |
|--------|---|
| 貸付対象者 | 県内外の指定保育士養成施設に在学する方で、次の①～③の要件を満たす方 ① 養成施設を卒業後、宮崎県内において児童の保護等に従事する意思がある方 ② 宮崎県内の市町村に住民登録をしている方又は宮崎県内の市町村に住民登録をしていない方が宮崎県内の養成施設に修学する場合（通信制を除く）等であって、卒業後、宮崎県内において児童の保護等に従事する意思がある方 ③ 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる方 |
| 貸付額 | ① 修学資金（月額） 50,000円以内 ② 入学準備金（貸付けの初回加算）200,000円以内 ③ 就職準備金（卒業時の加算）200,000円以内 ※ 高等教育の修学支援新制度の採用者は、個々の所得要件により修学資金（月額）及び入学準備金が減額されます。 |
| 利 子 | 無利子（ただし、返還遅延の場合は延滞利子が加算される場合があります。） |
| 貸付期間 | 養成施設に在学する期間内で、2年間を限度とします。ただし、修学期間が2年を超える養成施設に在学している場合は、2年間の修学資金に相当する1,200,000円以内の範囲内であれば正規の貸付期間とすることができます。 |
| 貸付金の交付 | 分割交付（毎年、年2回） |
| 返還免除 | 次の条件を満たした場合、返還を全額又は一部免除します。 ① 養成施設卒業後1年以内に保育士登録を行い、宮崎県内において5年間継続して児童の保護等に従事したとき（過疎地域勤務及び中高年離職者については3年間） ② ①の業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡し又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき など |

| | |
|-----------|---|
| 返 還 | <p>次の場合、修学資金の返還が発生します。</p> <p>① 貸付契約が解除されたとき</p> <p>② 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録せず、又は宮崎県内の従事先施設等で児童の保護等に従事しなかったとき</p> <p>③ 宮崎県内の従事先施設等で児童の保護等に従事する意思がなくなったとき</p> <p>④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき</p> |
| 申 請 書 類 | <p>次の書類の提出が必要です。</p> <p>① 貸付申請書 ② 養成施設長の推薦状 ③ 誓約書</p> <p>④ 世帯全員の住民票（マイナンバーの記載の無いもの）</p> <p>⑤ 世帯全員及び連帯保証人の所得証明書※（学生、生徒及び未就学児等所得のない者を除きます。）※連帯保証人は、原則として65歳未満で、保証能力がある方とします。</p> <p>⑥ 個人情報取扱同意書 ⑦ その他会長が必要と認める書類</p> |
| 申 請 の 流 れ | <p>貸付申請者（申請書類①③④⑤⑥を）→養成施設（申請書類②を加えて）→宮崎県社会福祉協議会 ※ 申請書類⑦は会長が必要と認める場合</p> |
| 申 請 期 間 | <p>令和3年4月12日（月）～令和3年5月21日（金）</p> |
| 問 合 せ 先 | <p>〒880-8515</p> <p>宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター内人材研修館内</p> <p>福祉人材センター 福祉人材貸付相談室</p> <p>電話 0985-61-2424 FAX 0985-26-2828</p> |